

《 記 入 例 》

自動車税過誤納金			
登録番号	(長崎)・佐世保 300ナ2023	※登録番号は4月1日現在で記入してください。	
過誤納金発生年月日及び理由	令和 5年 7月 24日	年税額	
	(抹消登録)・重複納付・その他	過誤納金(還付金)の金額	

債権譲渡通知書	
長崎振興局長 様	【注意1】 令和 7 年 7 月 31 日
上記自動車税過誤納金の還付については、下記の者に債権を譲渡したので通知します。	
納税義務者 (債権譲渡人) 住所	: 長崎市万才町3-17
氏名	: 県税 ゆう子 【注意2】

自動車税過誤納金還付申請書	
長崎振興局長 様	令和 7 年 8 月 4 日
上記自動車税の過誤納金について、債権の譲渡を受けたので還付を申請します。 なお、還付金受領後に譲渡人から不服の申し立てがあった場合は、一切責任を負います。	
申請人 (債権譲受人) 〒 857-8502	住所: 佐世保市木場田町3-25
氏名 (名称)	: 株式会社 長崎県税自動車 【注意3】
(代表者氏名)	: 代表取締役 長崎 県太郎
TEL: (0956) 23-1386	受付印
申請人 (債権譲受人) 振込先銀行等	〇〇銀行 △△支店
	当座(普通) 口座番号 1234567 0
	(フリガナ) カ)ナガサキケンセイジドウシャ 【注意4】
名義人	: 株式会社 長崎県税自動車

【注意1】
日付は必ず記入してください。

【注意2】
《納税義務者(譲渡人)の印鑑及び添付書類》
実印を押印のうえ印鑑登録証明書(写でも可)を添付するのが基本ですが、領収証書が添付できれば、個人の場合は認印でも構いません。
※納税証明書は添付書類にはなりません

【注意3】《申請人(譲受人)の押印省略》
譲受人の押印は不要です。

法人の場合は、所在地・名称(法人名)・代表者氏名欄を記入してください。(ゴム印でも可です)

【注意4】
振込先銀行等は正確に記入してください。
※フリガナは通帳に記載してあるとおりに記入してください。

- (注意事項)
- 1添付書類 納税義務者の印鑑登録証明書(写でも可)または領収証書
※必ずどちらかの添付書類が必要です。添付がない場合は受付できません。
 - 2押印について 印鑑登録証明書を添付する場合は、同じ印鑑を納税義務者の印として押印してください。
 - 3充当について 納税義務者(債権譲渡人)に県税の未納がある場合は、地方税法第17条の2の規定により還付金を充当することがあります。
 - 4提出期限 抹消登録した日が属する月の翌月10日(休日の場合はその前日)必着。
※期限厳守
※期限経過後は受付できません。

- ### 【債権譲渡に係る還付申請における注意事項】
- ①納税義務者(譲渡人)の印鑑および添付書類
○実印を押印のうえ印鑑登録証明書(写でも可)を添付するのが基本です。
なお、領収証書が添付できれば、個人の場合は認印でも構いません。
※納税証明書は添付書類にはなりません。
○納税義務者が法人の場合は実印(法務局への登記印)を押印してください。
 - ②申請人(譲受人)の印鑑は不要です。
 - ③提出期限
○抹消登録した日が属する月の翌月10日必着【期限厳守】
なお、10日が休日の場合はその前日となります。
 - ④納税義務者(譲渡人)に県税の未納がある場合は、還付金を充当することがありますので、あらかじめ申し添えます。

【提出先】
〒850-0033
長崎市万才町3-17
長崎振興局
税務部納税課管理G
電話095-820-7133